

調布市監査委員告示第 5 号

令和 4 年度財政援助団体等監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により公表する。

令和 6 年 3 月 29 日

調布市監査委員 岩 倉 哲 二

調布市監査委員 小 山 敦

調布市監査委員 鈴 木 宗 貴

令和4年度 財政援助団体等監査結果に基づく措置事項

部署名	教育部郷土博物館（（一財）武者小路実篤記念館）
-----	-------------------------

監査項目	留意事項等	措置事項
<p>1 郷土博物館</p>	<p>(1) 展覧会終了後のパンフレットの販売価格等の取扱いにおいて、指定管理者制度導入に伴い（一財）実篤記念館と取り交わした確認書で翌年度以降の取扱いについて協議することとしていたにもかかわらず、協議していないものが見受けられた。</p> <p>確認書に基づき適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(2) 郷土博物館が所管する規則等において、規定内容に不備があるものが多数見受けられた。</p> <p>規則等の定期的な見直しを励行し、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>本件については、従来の確認書では展覧会が終了した年度の翌年度以降のパンフレット販売価格等の取扱いについて毎年協議をすることとしていましたが、令和5年8月に、市教育委員会と（一財）実篤記念館で新たに確認書を取り交わし、（一財）実篤記念館の物品販売事業及び自主事業の充実にあてることとしました。</p> <p>今後は、この確認書に基づき、適正な事務の執行を徹底して参ります。</p> <p>本件については、規定内容の不備を改めるため、指摘のあった調布市武者小路実篤記念館条例施行規則を令和5年4月に、調布市武者小路実篤記念館顧問設置規則及び調布市武者小路実篤記念館の指定管理に関する規則を令和5年5月に、一部改正しました。</p> <p>今後は、規則等の把握及び理解に基づいた事務執行を励行し、規定内容に生じた不備を放置することのないよう、職場内研修を通じた意識改善を図って参ります。</p>

2 (一財) 実篤記念館

(1) 契約事務について

ア 契約手続において、支出命令書の起票日後に検査をしているもの、事業終了後に契約をしているもの、契約納期を誤っているもの、保険契約申込書に申込日の記載がないもの、前払いの支出命令書に検査を行っているものなど発注から納品検査までの事務処理が適正でないものが見受けられた。

一般財団法人調布市武者小路実篤記念館の契約事務に関する規程等を整備し、適正な事務の執行に努められたい。

イ 請負契約において、借用作品運搬等一式の契約書に収入印紙が貼付されていないものが見受けられた。

印紙税法に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

ウ 誘導サイン作製等業務委託において、規程等がないにもかかわらず、令和3年度から令和4年度までの2箇年度の複数年契約を締結し、かつ中間払いをしているものが見受けられた。

一般財団法人調布市武者小路実篤記念館会計規程等を整備し、適正な事務の執行に努められたい。

本件については、発注から納品検査までの事務処理に誤りや確認漏れが散見されたことから、令和5年度において、職場全体の知識向上を図るため、全職員を対象とした契約実務等に関する研修を行いました。

また、適正な契約手続に則した事務処理を行うため、令和6年3月に、一般財団法人調布市武者小路実篤記念館の契約事務に関する規程の一部を改正しました。

今後は、適正な事務の執行に努めて参ります。

本件については、契約事務に精通していなかったため生じた誤りであり、令和5年度は、職場全体の知識向上を図るため、全職員を対象とした契約実務等に関する研修を行いました。

今後は、印紙税法に基づき、適正な事務の執行に努めて参ります。

本件については、道路整備事業との兼ね合いで、令和3年度末から令和4年度当初までの限られた期間内に誘導サインの設置をせざるを得ない状況となったことから、令和3年度予算から契約額の一部を中間払いとして支払い、令和4年度予算から契約残金を支払ったものです。

当財団に複数年契約に係る諸規定がなかつ

<p>(2) 会計事務について</p>	<p>エ 空調設備保守点検業務委託において、事前に（一財）実篤記念館の承認を得ることなく再委託をしているものが見受けられた。</p> <p>武者小路実篤記念館空調設備保守点検業務委託契約書に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>ア 会計処理において、請求日より前に支出命令書を起票しているもの、金銭過不足の理事長への報告を怠っているものが見受けられた。</p> <p>イ 残高の照合において、毎月1回預貯金の残高</p>	<p>たため、令和6年3月に、一般財団法人調布市武者小路実篤記念館の契約事務に関する規程の一部を改正しました。</p> <p>今後は、適正な事務の執行に努めて参ります。</p> <p>本件については、再委託の承認手続の必要性等を認識していなかったための誤りであり、令和5年度は、職場全体の知識向上を図るため、全職員を対象とした契約実務等に関する研修を行いました。</p> <p>今後は、委託契約書に基づき、普段の事務執行が適正なものとなるよう十分留意して参ります。</p> <p>本件については、会計事務に精通していなかったため生じた誤りであることから、令和5年度は、職場全体の知識向上を図るため、全職員を対象とした会計実務等に関する研修を行いました。</p> <p>また、一般財団法人調布市武者小路実篤記念館会計処理規程では、金銭過不足の場合は、理事長に報告することを規定する一方、報告書の書式が事務局長決裁となっていたため、令和5年4月に、報告書の書式を理事長決裁に改めました。</p> <p>本件については、当財団が会計事務の一部を</p>
---------------------	--	---

	<p>証明書により預貯金の残高を帳簿残高と照合しなければならぬところ、残高証明書を取得していないものが見受けられた。</p> <p>一般財団法人調布市武者小路実篤記念館会計処理規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>ウ 事業協力に対する謝礼において、指定管理料で菓子折りを購入し、市の関係部署に配付しているものが見受けられた。</p> <p>事業の財源は、市の税金から支出された指定管理料であることを再認識し、指定管理料の適正な執行に留意されたい。</p> <p>エ 補助金に係る振込手数料において、指定管理料等で生じた手数料を補助金から一括で支払っているものが見受けられた。</p> <p>調布市一般財団法人に対する助成等に関する条例施行規則等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>委託している会計事務所からの助言を踏まえ、令和5年9月に、一般財団法人調布市武者小路実篤記念館会計処理規程の一部改正を行いました。この改正に伴い、残高証明書の取得については四半期毎とし、毎月の確認については、預金通帳によることとしました。</p> <p>今後は、財団の会計実態を踏まえた適正な事務執行に努めて参ります。</p> <p>本件については、当財団では、市外博物館等と資料の貸し借り等の事業協力を行っており、相手方へ依頼や御挨拶にお伺いする際に、菓子折りを持参することがあるため、同様の扱いで市関係部署に菓子折りを配付してしまったものです。</p> <p>今後は、事業の財源が市の税金から支出された指定管理料であることを重く受け止め、協力の相手方に応じた適切な対応を行って参ります。</p> <p>本件については、事務処理上の関係で、指定管理事業と補助事業を一括での振込としたことから生じたものです。令和5年度からは、指定管理事業と補助事業に分けて振込を行うことといたしました。なお、一括振込をやむを得ず行う場合、振込手数料については、会計処理上、按分して支出することといたします。</p> <p>今後は、調布市一般財団法人に対する助成等</p>
--	--	--

<p>(3) 現金等の取扱いについて</p>	<p>オ 展覧会終了後のパンフレットの販売価格等の取扱いにおいて、指定管理者制度導入に伴い調布市教育委員会と取り交わした確認書で翌年度以降の取扱いについて協議することとしていたにもかかわらず、協議していないものが見受けられた。</p> <p>確認書に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>ア 手持現金等において、（一財）実篤記念館で保管する現金の取扱いが不明確なものが見受けられた。</p> <p>イ 物品を購入した際に付与されるポイントにおいて、管理及び使用方法が不明確なものが見受けられた。</p>	<p>に関する条例施行規則等に基づき、適正な事務の執行に努めて参ります。</p> <p>本件については、従来の確認書では展覧会が終了した年度の翌年度以降のパンフレット販売価格等の取扱いについて毎年協議をすることとしていましたが、令和5年8月に、市教育委員会と（一財）実篤記念館で新たに確認書を取り交わし、（一財）実篤記念館の物品販売事業及び自主事業の充実にあてることとしました。</p> <p>今後は、この確認書に基づき、適正な事務の執行を徹底して参ります。</p> <p>本件については、利用料の徴収及びミュージアムグッズの販売に備えて保管する現金の取扱いを明確にするため、令和5年9月に、手持現金管理取扱手順を定めました。</p> <p>今後は、本手順に基づき、適正な事務の執行を徹底して参ります。</p> <p>本件については、インターネット通販を利用し付与されたポイントの管理及び使用方法を明確にするため、令和5年9月に、ポイントの取扱基準を定め、管理簿による管理を行うことといたしました。</p> <p>今後は、本基準に基づき、適正な事務の執行を徹底して参ります。</p>
------------------------	---	---

<p>(4) 人事管理について</p>	<p>ウ デビットカードの取扱いにおいて、貸出簿で返却時の確認のみを行い持出時の確認をしていないなど管理方法が不明確なものが見受けられた。</p> <p>一般財団法人調布市武者小路実篤記念館会計処理規程等を整備し、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>ア 一般財団法人調布市武者小路実篤記念館職員の職務に専念する義務の免除に関する規程において、有給又は無給の取扱いが不明確なものが見受けられた。</p> <p>一般財団法人調布市武者小路実篤記念館職員の職務に専念する義務の免除に関する規程の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>イ 一般財団法人調布市武者小路実篤記念館職員の就業に関する規則において、法定休日及び法定外休日の取扱いが不明確なもの、時間外勤務手当及び代日休暇取得時の時間外勤務手当の割増率の適用が不明確なものが見受けられた。</p> <p>一般財団法人調布市武者小路実篤記念館職員の就業に関する規則等を見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>本件については、デビットカードの活用に関する基準及び取扱いを明確にするため、令和5年9月に、一般財団法人調布市武者小路実篤記念館会計処理規程の一部を改正するとともに、クレジットカード等取扱規程を新たに整備しました。</p> <p>今後は、これらに基づき、適正な事務の執行に努めて参ります。</p> <p>本件については、職務に専念する義務の免除に関する有給又は無休の取扱いを明確にするため、令和5年9月に、一般財団法人調布市武者小路実篤記念館職員の職務に専念する義務の免除に関する規程の一部を改正しました。</p> <p>今後は、本規程に基づき、適正な事務の執行に努めて参ります。</p> <p>本件については、職員の法定休日及び法定外休日の取扱い、時間外勤務手当及び代日休暇取得時の時間外勤務手当の割増率の適用の適正化を図るため、令和5年度からは、運用面の適正化を図りつつ、社会保険労務士に相談し、令和5年9月に、一般財団法人調布市武者小路実篤記念館職員の就業に関する規則の一部改正を行いました。</p> <p>今後は、本規則に基づき、適正な事務の執行に努めて参ります。</p>
---------------------	---	---

<p>(5) 所管例規について</p>	<p>ウ 一般財団法人調布市武者小路実篤記念館嘱託職員等の就業に関する規則において、法定休日及び所定休日の取扱いが不明確なものが見受けられた。</p> <p>一般財団法人調布市武者小路実篤記念館嘱託職員等の就業に関する規則の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>エ 嘱託職員及び臨時職員の時間外労働手当及び休日労働手当において、割増賃金の計算方法が適正でないものが見受けられた。</p> <p>一般財団法人調布市武者小路実篤記念館嘱託職員等の就業に関する規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>オ 交通用具を使用する職員に対し支給する通勤手当において、その要件となる距離の算定を誤っているものが見受けられた。</p> <p>一般財団法人調布市武者小路実篤記念館職員の給与に関する規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>ア 武者小路実篤記念館<友の会>において、運用で会員の利用料等を減額にしているものが見受</p>	<p>本件については、令和5年4月から嘱託職員等の法定休日及び所定休日の取扱いに係る運用面の適正化を図るとともに、令和5年9月に、一般財団法人調布市武者小路実篤記念館嘱託職員等の就業に関する規則の一部改正を行いました。</p> <p>今後は、本規則に基づき、適正な事務の執行に努めて参ります。</p> <p>本件については、令和5年4月から嘱託職員及び臨時職員の時間外労働手当及び休日労働手当の計算方法に係る運用面の適正化を図るとともに、令和5年9月に、記念館職員や市会計年度職員と計算方法の均衡を図る観点から、嘱託職員等の就業に関する規則の一部改正を行いました。</p> <p>今後は、本規則に基づき、適正な事務の執行に努めて参ります。</p> <p>本件については、一般財団法人調布市武者小路実篤記念館職員の給与に関する規程に基づき、通勤届に記載された距離に誤りがないか十分確認を行い、今後は、適正な事務の執行に努めて参ります。</p> <p>本件については、調布市武者小路実篤記念館条例施行規則第3条第1項第5号の規定に</p>
---------------------	--	---

	<p>けられた。 規程等を整備し、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>イ 一般財団法人調布市武者小路実篤記念館会計処理規程において、消耗備品の取得価格を1万円以上20万円未満としているが、同規程を改正せず、取得価格を3万円以上に変更した取扱いがなされているものが見受けられた。 例規の制定改廃手続の重要性を再認識し、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>ウ (一財)実篤記念館が所管する規則等において、規定内容に不備があるものが多数見受けられた。 規則等の定期的な見直しを励行し、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>基づき友の会会員の利用料金の減額を行うことができるよう、市教育委員会と協議を行いました。また、令和5年10月に、調布市武者小路実篤記念館友の会規約を整備しました。 今後は、本規約に基づき、適正な事務の執行に努めて参ります。</p> <p>本件については、令和5年4月に、一般財団法人調布市武者小路実篤記念館会計処理規程を改正し、市と同様の金額といたしました。 また、令和5年度において全職員を対象とした研修会等を実施し、例規の制定改廃手続の重要性に関する理解を深めました。 今後は、適正な事務の執行に努めて参ります。</p> <p>本件については、指摘のなかったものも含め、令和5年度内に規則等について改めて点検し、必要な見直しを行って参ります。 また、今後は規則等を定期的に点検し、適正な事務の執行に努めて参ります。</p>
--	---	--

令和4年度 財政援助団体等監査結果に基づく措置事項

部署名	教育部郷土博物館（調布市遺跡調査会）
-----	--------------------

監査項目	留意事項等	措置事項
<p>3 遺跡調査会</p> <p>(1) 会計事務について</p>	<p>ア 水道料金及びIP電話利用料金において、支払期限を過ぎて支払っているものが見受けられた。</p> <p>適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>イ 事業会計に係る消費税の確定申告後に生じた余剰金において、市に返還することなく、異なる会計である一般会計の繰入金（消費税繰入金）として処理し、翌年度への繰越金としているものが見受けられた。</p> <p>調布市遺跡調査会会計規程等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>本件については、支払期限を過ぎた支払が生じないように、支払方法を口座引き落としに変更いたしました。</p> <p>本件における毎年度の発掘調査等の委託契約に伴い収入する消費税額については、定められた計算方法により算出した消費税の納税額より多くなることから、差額が生じることとなります。</p> <p>平成21年度の一般会計当初予算からは、この差額を遺跡調査会の事業に活用することを明確にするため、一般会計予算書の収入の部において、当該余剰金を「消費税繰入金」として計上し、支出の部の「事業費」に充当して参りました。</p> <p>しかしながら、各年度の事業運営では、事業費を計上したものの事業を実施することができなかったため、決算に伴う精算において、「消費税繰入金」が「次年度繰越金」と化してしまっていることについては、御指摘のとおりです。</p> <p>今回の御指摘を踏まえ、令和5年度決算から</p>

<p>(2) 人事管理について</p>	<p>ア 雇用保険において、加入条件を満たしているにもかかわらず保険料を納付せず未加入となっている職員が見受けられた。</p> <p>雇用保険法に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>イ 調布市遺跡調査会職員就業に関する規則において、法定休日及び所定休日の取扱いが不明確なもの、事務局長の時間外勤務手当の計算に係る時間給額が不明確なもの、時間外勤務手当の対象となる常勤職員及び非常勤職員の区別が不明確であり運用で割増賃金を計算し支給されているものが見受けられた。</p>	<p>は精算の方法を改め、当該差額（余剰金）については、すべて調布市に返還することといたします。</p> <p>また、前年度繰越金につきましては、長年の経過から調布市との契約から生じた差額はいくらなのか、それ以外の契約から生じた差額はいくらなのか等、その内訳を明確にすることができないため、将来において調布市遺跡調査会が解散することがあれば、その際に、前年度繰越金の残額をすべて精算し、調布市に返還することといたします。</p> <p>本件については、雇用保険料の高年齢労働者に関する免除制度が廃止されてから令和4年度までの納付すべき分（令和2年度及び令和3年度分）について、令和5年3月に修正申告を行いました。</p> <p>今後は、雇用保険法に基づき、適正な事務の執行に努めて参ります。</p> <p>本件については、法定休日と所定休日の扱い、事務局長の時間給額、常勤職員と非常勤職員ごとの時間外勤務手当を明確にするため、令和5年4月1日付けで、調布市遺跡調査会職員就業に関する規則を改正いたしました。</p> <p>今後は、同規則に基づき、適正な事務の執行に努めて参ります。</p>
---------------------	---	--

<p>(3) 所管例規について</p>	<p>調布市遺跡調査会職員就業に関する規則の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>ウ 非常勤職員の週休日の時間外勤務において、代日休暇を付与すべきところ時間外勤務手当を支給しているものが見受けられた。</p> <p>調布市遺跡調査会職員就業に関する規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>遺跡調査会が所管する規則等において、規定内容に不備があるものが多数見受けられた。</p> <p>規則等の定期的な見直しを励行し、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>本件については、非常勤職員に時間外勤務手当を支給できる要件を明確にするため、令和5年4月1日付けで、調布市遺跡調査会職員就業に関する規則を改正いたしました。</p> <p>今後は、同規則に基づき、適正な事務の執行に努めて参ります。</p> <p>本件における「調布市遺跡調査会役員の報酬及び費用弁償等に関する規則」については、令和2年4月1日に廃止された「調布市特定の非常勤特別職の職員に関する規則」を引用する規定を有しておりましたが、令和5年3月31日付けで、「調布市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則」を引用するよう改め、役員の通勤に要する費用の支給根拠を明確にしました。</p> <p>また、「調布市遺跡調査会職員就業に関する規則」においても同規則を引用しておりましたが、「調布市会計年度任用職員の任用等に関する規則」を引用するよう改めました。</p> <p>今後は、規則等の内容を定期的にチェックし、適正な事務の執行に努めて参ります。</p>
---------------------	--	--